

古代山城試論Ⅱ

—用兵の具たる鞠智城觀への前提作業—

出宮徳尚

1. はじめに

わが国の古代山城は、部分的確認を含めて遺跡の23箇所、所在未確認ながらも史料に基づく見做し認定の6箇所、計29箇所の所在が共通認識となっており、愛発関・不破関・鈴鹿関以西の山地に立地する奈良時代以前に構築された城郭施設と総括される。この概念規定を本小稿では「古代山城」の用語としている。

古代山城は、想定年代の時代的スパン内では数量的には少数である上に、普遍性を欠く「遺跡」でありながらも、巨大構築物であって個体的に顕在性の著しいこれらは、考古学の調査研究対象の一分野をなしている。小田富士雄氏が学史的経緯と調査研究の現状（当時）を踏まえて、1983年に総括的に整理して提起した「神籠石系山城」（史書非記載）・「朝鮮式山城」（天智紀築城記載）・「奈良時代山城」（続日本紀記載）の分類⁽¹⁾（以下、小田氏分類とする。）は通説的に定着している。この3分類は、考古資料と文献資料を一体的に整合したもので、考古資料に基づく神籠石系山城と文献資料に由來した朝鮮式山城及び奈良時代山城とは、資料操作に異質性を内在しているといえる。後者については、史料の検討と評価が分類観の前提に課題として残っていると思われる。

奈良時代後期の築城の怡土城を除く奈良時代初期以前の古代山城28箇所は、奈良時代山城2箇所・準用を含む朝鮮式山城9箇所・神籠石系山城17箇所となり、数値的には約60%を占める神籠石系山城が主体をなしている。神籠石系山城の築城と運用については、史書の無記載から学史を踏む諸説の論考が提起されているが、無記載の検討を別にして、この割合は城郭施設整備における対象域と継続の普遍性を反映していると評価すべきである。また、「神籠石」という呼称は、山城の性格や様相を反映しない語意なので、この呼称の使用を止めようとの提言が近時なされているが、神籠石系山城の全般を包括的に表徴する用語が学際的な共通認識に至っていないのも現状であり、術語として使用される状況にある。

その一方で、「山城」という純然とした軍事施設、換言すれば用兵の具たる面からの追求の深化が、十分に図られているとは言い難いのも、現状であるとの認識に立っている。用兵の具の観点は、現代用語の“箱物づくり（施設）”と“人づくり（体制）”の両面の存在意義を複合的に認識し評価しなければ、形而上学の域に止まってしまうといえよう。

2. 古代山城設置の歴史的要因の検討

(1) 史料的検討

古代山城の年代的な振幅は、下限を怡土城に設定できる⁽²⁾が、神籠石系山城を朝鮮式山城より古く見立てる通説の下で、史料的な年代検証の不可能な神籠石系山城に上限を求めることになるので設定し難い現状にある。神籠石系山城の設置を最も古く見立てるのは、吉備地方のそれをヤマト（中央）政権に対峙した吉備地方政権の陣立て説⁽³⁾で、5世紀代となる。しかし、近年の神籠石系山城の年代観は、発掘調査の成果をも踏まえて7世紀末とする指摘⁽⁴⁾や、朝鮮式山城を契機にしたその後の設置とする観点⁽⁵⁾が、趨勢となりつつある。筆者は退役時期がそうであっても、就役時期の上限が7世紀前葉以降との観点を持ち続けている。

古代山城の上限を、筆者は『隋書』列伝第四十六の倭国の項（以下、隋書倭国伝とする。）に記載されている「無城郭」の語句から、隋使の倭国到来の608年（推古16）より後とする観点を提起し⁽⁶⁾、同様な観点を阿部義平氏も指摘している⁽⁷⁾。しかし、中国の「城郭」の用字には「山城」の概念が含まれていな

いので、この史料（語句）に基づいた筆者の観点は成立しないとの指摘が、高橋学而氏によってなされている⁽⁸⁾。確かに、中国の史書類での「城郭」の用字は、主に今日的には平地城や平原城と表記される郡城・県城をも含む「都城」型であり、わが国の倭京から藤原京さらには平城京に至る都城や、地方的都城である筑紫大宰府の構造体が城壁を伴わず、当時の中国の「都城」型に相当する倭国の大都や拠点施設（都市）が「無城郭」と表記されて然るべきであり、当然の史料解釈となる。

隋書倭国伝を収録する『隋書』列伝第四十六（東夷）が、記載する高麗の項（以下、隋書高麗伝とする。）や百濟の項（以下、隋書百濟伝とする。）や新羅の項（以下、隋書新羅伝とする。）の「都」の記載状態を見ると、高麗が「都於平壤城」、百濟が「其都曰居抜城」、新羅が無記載であり、倭国も無記載である。倭国の場合、倭王の文脈と高麗・百濟の記載状態の用例から、「無城郭」は王都の様相を表記していると解釈すべきで、高橋氏の指摘は正鵠を射ている。しかし、『隋書』列伝第四十六（東夷）の掲載する高麗・百濟・新羅・靺鞨・琉球国・倭（倭）国の各項に、倭国を除いては「城郭」の用例が無く、都城を除く「城」の用例は、高麗の項には実在の高句麗山城を「城」と表記し、同じく百濟の項には「城邑」と表記し、新羅の項・靺鞨の項・琉球国・倭の項には「城」の用字が無く、倭国（倭）の項には「城郭」の記載だけとなっている。

揚げ足取りの感もあるが、高橋氏の指摘する「中國の（筆者加筆）城郭の概念に我々の理解する山城が含まれていないことは明らかであって、（途中略）無城郭は、山城の存在の否定を意味せず」は、『隋書』列伝第四十六（東夷）に限れば「城」の用字が「山城」をも含む城郭施設となっているので、隋書倭国伝の解釈としては首肯し難い。強弁すれば、高麗の項と百濟の項の「城」の記載概念を倭国（倭）の項に当て嵌めれば、派遣した使者の帰朝報告による倭国（倭）の地志的な表記内容に「城」の所在観の読み取れないのは、「無城郭」さらには武器武具類の例挙に続く「雖有兵、無征戰」の記述と相俟って、倭国（倭）の軍事体制に対する全体的な概念表記と理解すべきである。隋書倭国伝は、隋書高麗伝・隋書百濟伝・隋書新羅伝と対比すると、軍事的緊張感を意識した文意を読み取ることができず、その文意に則って山城をも含む「城郭」施設の未整備状態の認知を記述するものと解釈するのが妥当であり、その後の山城設置による軍事施設整備を析出でき、換言すれば、古代山城の上限を示す史料的解釈が隋書倭国伝といえる。想像をたくましくすれば、神籠石系山城と鞠智城の分布圏は、隋書倭国伝の記載する地理的部分である「竹斯国から倭京の経路」と「阿蘇山の地」の周辺域に、大局的には重なっているとの判読となる。

古代山城の設置の期間は、上限が上記のように608年（推古16）以降の設定となり、下限が756年（天平勝宝8）に着工した怡土城であるので、一世紀半に及んでいることとなる。この期間の中で設置の年代と要因の史書から判読できるのが、天智紀記載の6山城、小田氏分類の「朝鮮式山城」であり、施策的な一時期の設定となるので、この時期を基準にして前後の時代の歴史的状況を検討すると、山城の設置や整備の要因が前代と後代に各2期の析出ができ、通算5時期の設定が可能となる。

i . 第1期

上記の上限以降で朝鮮式山城設置（天智）期より前時期における山城設置は、隋帝国の軍事体制及び高句麗国との戦役の、遣隋使による情報入手に基づく倭国（倭）の軍事体制の改革的整備が想起できる。煬帝の高句麗国征討の失敗とそれに起因した隋帝国の滅亡に関わる、推古紀26年（618）秋八月の条の「高麗、使いを遣して方物を貢る。因りて言さく、隋の煬帝、三十萬の衆を興して我を攻む。返りて我が為に破られぬ。故、俘虜貞公・普通、二人、及び鼓吹・弩・抛石の類十物、並て土物・駱駝一匹を貢献る。」は、統一中華帝国と隣接する高句麗国との軍事的緊張関係の実態及び用兵の具たる高句麗山城の有効性を、倭国（倭）の政權（アスカ朝廷）が政策的に認識した象徴の記事と解釈すべきである。従って、推古17年（609）の第4回遣隋使の帰国後から推古26年の直後頃までに、山城設置の第1期の施策的要因を析出できるが、この期の下

第1表 隋唐帝国と東夷の諸国の関係年表（6世紀後葉～7世紀中葉）

西暦	中 国	高 句 麗	百 济	新 羅	倭
581	隋成立	隋へ朝貢・冊封	隋へ朝貢・冊封		
82		隋へ朝貢			
83		隋へ朝貢			任那復興策日羅召喚
84		隋へ朝貢			
85					
86					
87					
88					
89	隋の統一（陳滅亡）	隋を警戒	隋へ朝貢		
90	高句麗を叱責	隋の叱責・冊封			
91	(590府兵全民徵兵→地方の兵備建立)				任那復興策:新羅・任那へ遣使
92					
93					
94			隋へ朝貢・冊封		
95					
96					
97					
98	高句麗討伐	遼西へ侵攻	隋へ朝貢(從軍表示)		
99		隋へ謝罪			
600					遣隋使:新羅征討策
1					新羅征討策
2					新羅征討策
3					新羅征討策
4					
5	煬帝即位			隋へ朝貢(以後毎年)	
6					
7	【軍(鷹揚)府の整備】		隋へ朝貢(高句麗出兵要請)		遣隋使
8					隋教化使来日・送遣隋使
9					筑紫大宰初見
10					遣隋使
11	高句麗親征發動		隋に呼応		
12	高句麗討伐遼水渡河	隋への抵抗戦	隋に呼応		
13	高句麗侵攻	隋を迎撃	(新羅と恒常的交戦)		
14	高句麗侵攻	隋への屈服	隋へ朝貢		遣隋使
15					
16					
17					
18	隋滅亡・唐成立				
19	【軍(折衝)府の整備】	唐へ朝貢			
20					
21		唐へ朝貢	唐へ朝貢	唐へ朝貢	新羅使來
22					
23					新羅征討策
24		唐の冊封	唐へ朝貢・冊封	唐の叙任	
25					
26			唐へ朝貢(訴高句麗)	唐へ朝貢(訴高句麗)	
27	高・百・新の和平説諭		唐の説諭・上表陳謝		
28		唐へ朝貢			
29					
30					遣唐使
31	遼東の隋敗戦碑撤去	対唐長城		唐へ朝貢	
32				王歿・唐の弔問	
33					
34					
35				新王の冊封	
36	中央地方の兵權統合 防人の役				
37			唐へ朝貢		
38					
39					
40		唐へ朝貢			
41		蓋蘇文クーデター	新王唐へ朝貢・冊封		
42			新羅を侵攻・高句麗親交		
43		唐の冊封(新王)説諭	唐の説諭	唐へ嘆願・唐使來	
44					
45	高句麗親征討	唐を遼東半島で阻止	新羅を侵攻	唐に呼応・高句麗侵攻	
46		唐への謝罪			新王の權封
47					
48	高句麗侵攻(太宗没)		新羅を侵攻	唐へ朝貢	
49	高句麗侵攻(高宗)				
650				百済を侵攻・唐へ朝貢	
51			唐へ朝貢・説諭		
52				新王の權封	
53					遣唐使(南・北)
54					遣唐使
55		(新羅を侵攻)	(新羅を侵攻)	高・百の侵入	
56					
57					
58					
59					遣唐使
60	百済征圧		滅亡・熊津都督府	唐の百済征圧に参軍	
61			反唐闘争		百済復興軍事支援
62			反唐闘争		百済復興軍事支援
63			白村江戦で壊滅	鶴林州都督叙任	百済で唐軍に惨敗
64				旧百済領への侵攻	百済占領唐軍軍使來
65				唐の侵攻	唐使節來・遣唐使
66	封禪の儀・高句麗侵攻	唐へ入質・内紛			
67	高句麗侵攻	王の投降			唐使節來・遣唐使
68	高句麗征圧	滅亡・安東都護府設置符			
69					遣唐使
70				熊津都督府を攻撃	
71					唐使節軍使來・捕虜帰還
72					
73					
74				旧百済領を奪取	
75	新羅懲罰侵攻			唐の侵攻・謝罪入朝	
76	安東都護府移転			安東都護府を奪取	
77					

限は隋帝国への留学生が帰国するとともに、新羅征討の検討された推古31年（623）かその直後の推古末年の可能性もある。

隋帝国の自滅と唐帝国による統一中華帝国の再建期となる唐代初期（620年代）には、朝鮮半島三国が621年に新興唐帝国に朝貢し、唐帝国が625年に三国を冊封（新羅王は叙任）しており、唐帝国と東夷の世界に軍事的緊張関係が一時的に緩和を来たしている。こうした東夷の世界の政治的且外交的な状況の下で、倭国の軍事施策も一時的に低調化を來たし、山城設置の間断期が想定される。推古紀31年の是の歳の条に記されている新羅征討計画の実施の経緯は、軍事的対応力の弛緩状態を反映した象徴的記事に見立てられる。因みに、倭国の唐帝国への朝貢（遣唐使）は、630年（舒明2）であり、朝鮮半島三国の即応に対して遅滞感が否めず、情報収集力の低さと状況判断の緩慢さを示している。

ii . 第2期

東夷の世界に中華帝国との軍事的緊張関係が再発するのは、朝鮮半島三国間の相克の激化を絡めての盟主たる唐帝国の動向であり、620年代には三国間の調整を図る姿勢であったものが、631年には高句麗国が遼東郡に設けていた隋帝国軍撃破の表徴物を破壊して姿勢を転じ、高句麗国が対抗して唐帝国軍の侵攻に備えた長城の設置を行い、以後両国の確執が顕在化した情勢となる。640年代初頭の高句麗国対唐強硬路線、それに伴ったかのような百濟国と新羅国との抗争激化、その延長線上ともいべき唐帝国と新羅国との連携と、朝鮮半島全域における軍事的緊張状態の拡散を來たし、645年に唐帝国が高句麗国征討の軍役を発動して以降は半島がまさに戦時状態に陥っている。630年代から640年代の朝鮮半島をめぐる軍事的緊張から戦時状態への状況変化にあって、倭国は630年の派遣の後は遣唐使を見合わせる一方で、631年（舒明3）に百済国からの王族の入質を受け入れて、百済国偏重の外交政策を探るようになっている。戦時状況下にある百済国への倭国の肩入れは、半島における軍事的リスクをも認識したうえでの政策決定を意味するので、倭国の軍事体制の強化整備を当然に伴っていたと考えるべきである。640年代後半に至ってから唐帝国への外交攻勢に務め、650年代初頭に百済国への軍事攻勢を強める新羅国との動向は、相対的に百済国の劣勢を招来し、倭国が半島での軍事的リスクの切迫感を増幅させる事態であり、軍事的施策の対応を講じたと見做すことができる。従って、第1期に次ぐ山城設置の施策的要因の析出できる時期、第2期として640年（舒明12）頃以降から650年（白雉1）頃までを提起致したい。

要は、第1期と第2期の山城が「神籠石系山城」の分類観に該当する。

iii . 第3期

天智紀記載の「朝鮮式山城」となり、施策的要因と時期に言を要しないであろう。660年の唐帝国の百済国撃滅とそれに起因した倭国内での亡命百済政権（王朝）の成立、亡命政権による百済国復興を支援する倭国の唐帝国安東都護府熊津都督府（旧百済国王都）への軍事介入（唐帝国への敵対軍事行動）、663年の同都督府管内白村江における水上会戦での倭国軍の壊滅的敗北、倭国の西域（現西日本）における防衛臨戦態勢と迎撃軍事施設（防御用山城）の緊急配備、という齊明紀から天智紀に記載されている経緯の記事に、軍事施設である「城」（城郭）の運用に必要な兵員たる「防」や関連施設の「烽」の用語が使用されている。また、新設山城の所在地を既存の山城と区分する意図の表記法⁽⁹⁾も見られ、記載内容との関連性で既存の山城を読み取れることの可能性を指摘しておきたい。防御用山城形態（後掲の嶮山城類）の既存の山城は、緊急事態への対応で改造補強を施工されて、「朝鮮式山城」に類する城郭構造となって当然である。

なお、672年に勃発した壬申の乱の戦況記事（天武紀）に記載されている三尾城は、朝鮮式山城に見做なされがちであるが、一連の朝鮮式山城との記載状況と配置（分布）域の異質性から、朝鮮式山城に先行する設置と理解するのが妥当である。壬申の乱という国家的大事件に関与して第1期か第2期の山城が、第3期の高安城と同様に実戦に使用されたために、結果的に記載を見たと史料解釈すべきである。そうであれば、

天武紀の壬申の乱の記事は、朝鮮式山城に先行した山城設置を示す史料との見解が可能となる。

iv . 第4期

この時期は山城の設置ではなく、既存の現役山城の修改築、現代的表記では近代改装と不要となった山城の退役（廃止）の時期となる。史料的には文武紀2年（698）の大野・基肄・鞠智の3城の補修並びに高安城の修理の記事、同3年の高安城の修理並びに三野・稻積の2城の補修の記事、文武紀大宝元年（701）の高安城の廃止の記事、元正紀養老3年（719）の茨城・常城の2城の停止の記事に、対応する時期である。この内、城名の史書記載となる鞠智城（所在地確定）・三野城（所在地不詳）・稻積城（所在地不詳）の3城は、朝鮮式山城の施策的な補修との併記も相俟って、それに準用する分類観が趨勢となっており、茨城・常城の2城は奈良時代に至っての記載から奈良時代山城の分類となっている。しかし、これらの5城は、史料に記載されているとはいえ設置の要因と年代の記述状態ではなく、朝鮮式山城の分類の要素から見れば、上記の三尾城と同様に先行した山城、則ち神籠石系山城の分類観にそぐう観点となる。換言すれば、第1期か第2期の設置で今後も現用とする山城の、朝鮮式山城の近代改装の施策に連繋しての記載や、軍事施策の変革と再編整理に伴う記載との解釈を提起できよう。

特に、茨城と常城の廃止は、倭京並びに藤原京の直近で朝廷直轄の山城である高安城を除けば、古代山城では唯一の退役記事となり、按察使を設置した年の年末の記載状況が政策施行の象徴的記事の觀を強く示している。倭国から日本国へ発展した国家体制の下で、施設や制度法規の整備が推進される政治的状況に則る軍事施策の一端を反映し、持統4年（690）の藤原宮造営の着手時から山城退役の象徴的記載となる茨城・常城の2城の停止を記した養老3年（719）直後までの時期設定となる。その背景は、668年に唐帝国が高句麗国を撃滅して朝鮮半島の大部分を国土に併合したものの、670年から新羅国が唐帝国の排除に転じて、672年に唐帝国統治下の熊津都督府を奪取し、唐帝国の征討軍を撃退して676年には唐帝国の半島の治所である安東都護府の平壤をも奪取し、翌年に唐帝国が半島の新羅国領有を承認するという、東夷の政治的・軍事的な状況変化が想定される。倭国にとっては、新羅国の朝鮮半島の国土統一が唐帝国の直接的な軍事脅威の解消となり、白村江における水上会戦での壊滅的敗北以来の軍事的緊張状態の緩和となって、軍事施策の転換を招来させたと考えられる。上記の6城の修築と2城の停止（退役）の記事を重視すれば、他の山城は軍事情勢の転換に伴って逐次適宜に退役されていったとの解釈が可能となる。

要は、東夷の世界における軍事情勢の変化に伴う、用兵の具即ち純軍事施設たる山城の普遍的施設整備の終息期を認識しようとする観点である。

v . 第5期

怡土城の新設と運用に示される筑紫大宰府に関連する軍事的且軍政的な施設整備の施策の時期で、奈良後期山城の分類観とし、史料的には孝謙紀天平勝宝8年（756）の怡土城の着工から称徳紀神護景雲2年（768）の竣工、及び怡土城の築城期間中の称徳紀の博多大津城も施策の一環と解釈できるので、光仁紀宝亀3年（772）11月の条の「筑紫營大津城監を罷む」の頃までの時期となる。しかし、所管官衙である遠の朝廷たる筑紫大宰府の鎮西府への改称改組が、設置の前史の歴史的環境と考えて、上限を天平15年（743）に設定する観点となる。その施策の由来は、唐帝国における軍事体制の府兵制から藩鎮制への変更に、日本国律令政府（朝廷）が敏感に即応して導入を図った政治的状況を反映すると評価すべきである。

なお、第4期の修改築による現役継続の三野城と稻積城は、大津城の設置で退役となり、大野城と基肄城と鞠智城とは、その施策に則る用途変更を来たして現役継続との認識である。

因みに、第4期と第5期の間断は、百濟国復興に絡む反唐帝国の軍事行動の敗北結果に由来する倭国（朝鮮半島における権益主張の挫折と、第4期に基づく政策転換による日本（倭）世界での東北地方への軍事征圧を伴う進攻施策を、反映する状況と考えられる。観点を変えれば、日本国律令政府の日本版中華政策の確

立と施行の状況を物語り、その進捗状況によって東北地方と対をなす地勢的環境の筑紫（九州）地方にも施策が及んで当然となる。

以下、本小稿では天智期に記載されている6山城を天智期山城、神籠石系山城と三尾城・鞠智城・三野城・稻積城・茨城・常城の22山城を非天智期山城、怡土城を奈良後期山城、との分類とする。

3. 古代山城の検証検討

(1) 史料的再検証

29箇所の古代山城は、前掲の「2. 古代山城設置の歴史的要因の検討」（以下、第2節・第3節…の節順序の用例とする。）の結果から、純然たる朝鮮式山城（天智紀記載山城）と怡土城を除けば、従来的分類観では神籠石系山城との識別となる。第2節で第3期に設定した天智紀記載山城は、史料面から設置と運用の特定施策期に評価されるとともに、古代山城の検討検証の基準資料ともなる。唐帝国軍隊の倭国への侵攻に備えた天智政権の恒常的軍事施設の緊急配備は、その前提に用兵の具としての使用と運用のノウハウ（仕様）を既に整備していたことを示している。天智紀3年（664）の条の、前年の白村江における倭国軍の壊滅的敗北をうけての、対馬島・壱岐島・筑紫国等に「防（さきもり）」と「烽（すすみ）」を置いたとする記事は、隋帝国の軍事制度である府兵制に依る「防」体制と、中華世界の古来からの軍事的通信施設である「烽燧」に由来していると考えられるので、隋帝国の軍事制度を継承発展させた唐帝国初期のそれの一部が既に導入されていて、実用状態に至っていたことの証左と評価すべきである。

因みに、隋唐帝国の軍事制度に由来する用語は、日本書紀の天智紀以前の記述にも見出せる。推古紀以降に限れば、推古紀3年（595）9月の条の「間諜」（和訓：うかみ）、同11年（603）2月の条の「駅使」（和訓：はいま）、皇極元年（642）正月の条の「駅馬」（和訓：はいま）、同2年4月の条及び6月の条の「馳駅」（和訓：はいま）、孝德紀大化2年（646）の所謂改新の詔に掲げられている「関塞」（和訓：せきそこ）・「斥候」（和訓：うかみ）・「防人」（和訓：さきもり）・「駅馬」（和訓：はいま）・「伝馬」（和訓：つたはりうま）の設置と駅馬・伝馬の運用規定、同3月の条の「東方の八道を治む」に示される「道制」、齊明紀3年（657）7月の条の「駅」（和訓：はいま）、同じく5年（659）7月の条の「駅」（和訓：はいま）を、抽出できる。無論これらの用語は、日本書紀編纂時における日本国と唐帝国の軍事制度の認識に基づく遡及潤色の史料批判が当然であるが、その用語を適用できる事態の伝承の存在を認知すべきである。

特に、前掲の天智紀3年の「防」の「防人」としていない用字は、『隋書』「食貨志」に「十年五月、又以宇内無事、益寬徭賦。百姓年五十者、輸庸停防。」とあり、隋帝国では開皇10年（590）の施策に用いられているので、当時の現行制度となり、その制度を認識した遣隋使が倭国朝廷へ復命伝達していたと考えられる。前掲の第2節（1）のi・iiの潜在的バックデータともなる。要は、天智紀記載山城に先行する山城設置の軍制的周辺整備の記事を、信憑性のある推古紀以降に抽出可能となるので、この時期の東夷世界の政治的・軍事的状況をも相関させて、神籠石系山城の検討史料になすべきである。

なお、日本書紀の神籠石系山城非記載について、同書の編纂時に現役施設にある山城を記載対象としたために、結果として天智紀山城に限った記載となったとの解釈⁽¹⁰⁾があり、筆者も嘗て「西日本の山城は、天智期の山城以外が天智天皇失政の責任転嫁のために抹消され、天智期の山城だけが施策的展開として正史にとどめられた」とした、感覚的で觀念的な解釈を行っていた⁽¹¹⁾。しかし、第2節に示しているように天智紀記載の山城と怡土城を除けば、個々の山城は史書への記載対象となっていないと判断し、特に第1期から第2期の約40年間に亘っては明確な政治的施策との関連を欠き、軍事体制整備の長期的施策に則って順次に設置されたために個別の事績とはならず、非記載の状況に扱われたと考えるに至っている。

(2) 資料的検討

29箇所の古代山城の内で実態が確認されていて、城郭施設の諸元や要目の検討可能となる城跡は21箇所である。これらの城跡の施設的検討を記せば、以下のとおりである。

i. 城郭形態

①山城

中国や朝鮮半島の城郭施設の概念からは、生活空間の治所の都城（平地城・平原城）に対する天然の嶮たる山地に設置した純軍事施設であり、戦時における退避居住と侵攻敵兵力撃退の恒常的な臨戦施設、即ち有事籠城施設である。以下の二大形態分類が趨勢をなしているが、居住適地には水源の確保が要素となるので、その地形である谷間が不可欠であり、大局的には抱谷式山城といえる。この類別観では非天智期山城と天智期山城との類別が困難である。

因みに、日本社会が自成的に形成した城郭、即ち日本型城郭の立地状態を山城・平山城（ひらやまじろ・ひらさんじょうの包括）・平城の三類別する観点に依れば、大多数が山城そのものとなる。ただし、怡土城は平山城（ひらやまじろ）、屋島城と鞠智城は平山城（ひらさんじょう）の識別観となる。

- ・山上型：城山の頂部一帯を城地にして、城壁が周囲する城郭構造から、従来的には山上型又は鉢巻式あるいは頂部鉢巻型と型式呼称がされている。
- ・山腹型：城山の主要な谷間と周囲の稜線を城地にして、城壁が周囲する城郭構造から、従来的には簾箕型又は包谷（抱谷）式あるいは傾斜面周縁型と型式呼称がされている。

②構成（縄張り）

城郭施設の内部の構成状態は、都城のように内城と外城又は単郭の併存や並列による区分区画が設けられてはおらず、城壁が広範囲に亘って城地を周囲するが基本的には単郭である。大野城は南北の城門箇所に付属郭的な城壁周縁を伴っているが、城郭主体部が単郭構成である。讃岐城山城は頂部占地型と山腹占地型の複合状態を示し、唯一の複郭構成であるが、屋島城設置の要因に連繋した後者から前者への改造に見立てられる。御所ヶ谷城は城地北部が内外二重の城壁となっているが、拡張改造と判断でき、複郭構成とはならない。

③規模

城壁全周の確証できる21山城の全長の計測値を検討すると、2000m前後（令制の約650丈）と3000m前後（令制の約1000丈）と4000m以上（令制の約1300丈）の3大別ができる、小型、中型、大型の型式分類が可能となる。この類別観で21山城を判別すれば、以下のとおりである。

太字の城名が天智期山城である。

- ・小型（650丈級）：唐原城、鹿毛馬城、阿志岐城、**金田城**、杷木城、おつぼ山城
- ・中型（1000丈級）：大廻小廻山城、鬼城山城、石城山城、**屋島城**、讃岐城山城（内郭）、永納山城、御所ヶ谷城、雷山城、高良山城、女山城、帶隈山城、鞠智城
- ・大型（1300丈以上）：**大野城**、怡土城、**基肄城**、讃岐城山城（外郭）、**※高安城**（想定）

④城壁

形状の夾築式（墨状）と内托式（段状）を問わず城壁の全体構造は、局部石墨付き土墨であり、城郭構造体とすれば土城となる。先行している中国と朝鮮半島の主要城郭が石墨構築の石城や磚積構築の築造状態であるだけに、気象条件を加味すれば古代山城の軍事施設としての簡易粗略感が否めない。

非天智期山城の多くは、城壁が低位であるうえに傾斜面の外壁形状をなし、遮蔽障拒の機能を欠き、「愚城」⁽¹²⁾ や「見せる城」⁽¹³⁾との実戦機能欠如の評価を受ける由縁ともなっている。また、遺構現況には馬面・团楼・壅城・墩台等の城壁設備が見出せなく、さらに上部の防御設備である女牆

第2表 古代山城要目一覧

	城名 律令制の所在地	城壁位置 比高 m	規模 延人数	城壁構築 守城兵員 守城要員	立地 占地 形態	機能 所在観	指向地 (防御正面)	国府 経路km	屯倉km	備考
瀬戸内海沿岸域	1 高安城 畿内・大和国平群郡	?~420	未詳 (大型)		脊梁山脈山頂 山上 嶮山城	専守 単成	大阪平野 大和川隘路 揖保川下流	河内9		海路視野
	2 城山城 山陽・播磨国揖西郡	城壁未詳			山塊別峰山頂 山上 嶮山城	専守 単成		18		内陸
内海沿岸域	3 大廻小廻山城 山陽・備前国上道郡	55~160	中型 57,800	3,100 3,700	独立山塊頂部山腹 山腹 緩山城	進攻 単成	赤坂郡盆地	6	児島16	海路視野
	4 鬼山城 山陽・備中国賀夜郡	250~345	中型 199,600	2,700 3,200	山塊別峰山頂 山上 嶮山城	専守 単成	賀夜郡平野 吉備の津	5	児島24	海路視野
海岸域	5 茨城 山陽・備後国安那郡	所在不明								
	6 常山城 山陽・備後国葦田郡	所在不明								
海岸域	7 石城山城 山陽・周防国熊毛郡	230~290	中型 181,200	2,500 3,000	独立山塊頂部 山腹 嶮山城	専守 単成	柳井平野	48		海路視野
	8 良門城 山陽・長門国豊浦郡	所在不明				専守 単成				海路視野
海岸域	9 屋島城 南海・讃岐国山田郡	260~280	中型 (南嶺) 70,100		独立山塊(島)頂部 山腹 嶮山城	専守 単成	讃岐平野 備讃瀬戸	20		臨海 平さん
	10 城山城 南海・讃岐国阿野・鵜足郡	250~410	大型 外郭/内郭 242,200	5100/3300 6100/3900	独立山塊頂部 山腹/山上 嶮山城	専守 単成	坂出平野 備讃瀬戸	1		臨海 複郭
海岸域	11 永納山城 南海・伊予国桑村郡	15~90	中型 48,800	2,600 3,100	半独立山塊側面 山腹 緩山城	進攻 単成	今治平野	7		臨海
	12 御所ヶ谷城 南海・豊前国京都郡	50~215	中型 199,600	2,700 3,300	脊梁山脈山頂山腹 山腹 嶮山城	専守 単成	行橋平野	6	平鹿10 桑原15	海路視野
海岸域	13 唐原城 南海・豊前国京都郡	10~50	小型 30,700	1,600 2,000	丘陵先端部山腹 山腹 緩山城	進攻 単成	中津平野	20		海路視野
	14 鹿毛馬城 南海・筑前国嘉麻郡	0~55	小型 6,100	1,900 2,300	丘陵先端部山腹 山腹 緩山城	進攻 単成	額田盆地	37	鎌8 豊前26	内陸
海岸域	15 大野城 南海・筑前国御笠・糟屋郡	115~360	大型 427,700	5,800 7,000	独立山塊頂部 山上 嶮山城	専城 連繫	福岡平野 大宰府盆地	大宰府1		穂波10 那津11
	16 阿志岐城 南海・筑前国御笠・糟屋郡	45~280	小型 142,600	1,900 2,300	独立山塊山頂山腹 山腹 嶮山城	専守 連繫	大宰府盆地	大宰府6		内陸
海岸域	17 三野城 南海・筑前国那珂郡	所在不明								
	18 稲積城 南海・筑前国那珂郡	所在不明								
海岸域	19 怡土城 南海・筑前国怡土郡	0~370	大型 985,500	6,300 7,600	独立山塊山頂山腹 山腹 緩山城	進攻 単成	糸島平野 唐津湾	27		海路視野 平やま
	20 雷山城 南海・筑前国怡土郡	320~425	中型 185,800	2,100 2,500	脊梁山地中腹山頂 山上 嶮山城	専守 単成	糸島平野 唐津湾	24	鳴郡15	海路視野
海岸域	21 金田城 南海・対馬国下県郡	25~276	小型 156,800	2,100 2,500	独立山塊山頂山腹 山腹 嶮山城	専守 単成			14	臨海
	22 柏木城 南海・筑前国上座郡	5~95	小型 43,400	2,300 2,800	丘陵先端山腹 山腹 緩山城	進攻 連繫	朝倉盆地	朝倉宮9		内陸
有明海沿岸域	23 高良山城 南海・筑前国井郡	25~210	中型 48,800	2,600 3,100	丘陵先端山側 抱谷 緩山城	進攻 連繫	筑後平野	2		海路視野
	24 女山城 南海・筑後国上妻郡	5~180	中型 54,200	2,900 3,500	丘陵先端側面 山腹 緩山城	進攻 連繫	筑後平野	18		海路視野
海岸域	25 基連城 南海・肥前国基律郡	110~330	大型 285,200	6,500 7,800	山地先端頂部山腹 山腹 嶮山城	専守 連繫	筑後平野	大宰府10		内陸
	26 带隈山城 南海・肥前国佐嘉・神崎郡	5~120	中型 45,200	2,400 2,900	丘陵先端山腹 山腹 緩山城	進攻 連繫	佐賀平野	5		海路視野
海岸域	27 おつば山城 南海・肥前国杵島郡	0~40	小型 33,800	1,800 2,200	丘陵頂部山腹 山腹 緩山城	進攻 連繫	武雄盆地	32		海路視野
	28 鞠智城 南海・肥後国菊池郡	40~118	中型 63,200	3,400 4,000	台地状丘陵頂部 山上 緩山城	進攻 単成	熊本平野	28		内陸 平さん
	29 三尾城 東山・近江国高島郡	所在不明					琵琶湖西岸 若狭湾経路	55		内陸
註記	*比高：城山山麓平地からの比高 *規模（全周）：小型=650丈（≈2000m）前後、中型=1000丈（≈3000m）前後、大型=1300丈（≈4000m）以上 ※1丈=10尺 *形態：鉢巻=頂部鉢巻き型、抱谷=山腹・傾斜面囲繞型、 *機能：専守=専守防衛・有事籠城、進攻=進攻拋点 *網掛け=天智期山城									

や構築物である敵楼・角楼⁽¹⁴⁾の痕跡も怡土城を除くと認識できず、構造体が臨戦的実用性に劣り、抗甚性に欠ける。

ii . 設置と主務

①分布

西日本の29山城の設置位置は、律令制下の鈴鹿、不破、愛発の三関以西、諸国では近江国以西、広域地方区分では山陽道、南海道の瀬戸内海沿岸域、西海道の北半となり、山陰道には及んでいない。また、三関より東国へも及んでいない。その分布状況は、瀬戸内海沿岸域と玄界灘沿岸域と有明海沿岸域の3分布圏に集約でき、西日本の4道でも限定した地方地域への設置を示している。

- ・瀬戸内海沿岸域：瀬戸内海沿岸の諸国13箇国（奈良時代以降の分割設置の国を除く）の内、淡路国と安芸国と豊後国を除く各國に所在し、備後国と讃岐国と豊前国とが2箇所であり、総計13山城となる。奈良後期山城を除く古代山城の半数近くを占め、天智期山城の半数をも占め、分布圏が広範囲に及んでいるとはいえ、山城配置の主要地帯となっている。なお、高安城は非沿岸域の大和国の所在ではあるが、難波の津への指向性からこの分布圏に含めている。
- ・玄界灘沿岸域：奈良後期山城を別にすれば、西海道（九州）の本土では筑前国一国に非天智期山城5箇所と天智期山城1箇所の6山城（筑前国であっても筑後川水系の1山城を除外）の、集約的な配置状況をなす。
- ・有明海沿岸域：西海道の有明海沿岸域の北半となる肥前国の同海沿岸部と筑後国と肥後国北半の地方域で、肥前国に非天智期山城2箇所と天智期山城1箇所、筑後国に非天智期山城3箇所（筑前国であっても筑後川水系の1山城を含める）、肥後国に非天智期山城1箇所の7山城の設置となっている。分布域の広さの割には山城配置の密度が高く、非天智期山城に限れば玄界灘沿岸域に勝る配置状態となる。

②分布に示される存在観とフォーメイションの形成

- ・瀬戸内海沿岸域：自己完結的な単独所在の個別单成型の山城設置をなし、非天智期山城は内陸部の播磨城山城を除けば、難波の津から那の津に至る海上ルート（シーレーン）への対応性を示す配置をなし、観点を変えれば隋帝国から倭国王都へ至る倭国内の往復路程への配置観となる。一方、天智期山城は那の津から難波の津へ至る海上ルートへの対応性を示す配置となっている。要は、両方の山城とも沿岸広域における中継地を連携するフォーメイションの形成となる。
- ・玄界灘沿岸域：非天智期山城は筑前国域における個別单成型山城の設置をなし、瀬戸内海西端から那の津への陸上経路と那の津周辺（三野城と稻積城は想定位置）と沿岸背後及び筑紫大宰府の後詰の配備を示し、局地的フォーメイションの形成となる。天智期山城はこのフォーメイションを活用した大宰府直衛の山城配備の観点となる。なお、三野城と稻積城は那の津周辺の軍事施設として、官家及び相互の相関性を備えた地域的な連繫併存型（戦国城郭の概念でいえば官家の支城）の想定となる。
- ・有明海沿岸域：相互に連携し合う相関的所在の連繫併存型（戦国城郭の支城網的な展開）山城である非天智期山城の配置で、筑後川下流域から有明海北辺域を範囲とした広域的配備の様相を示す。天智期山城はその展開的配備を前提にして、有明海方面へ対応する筑紫大宰府防衛の軍事拠点の設置と評価できる。有明海沿岸北域の局地的な山城群の展開配備をなし、非天智期と天智期の山城の補完性を示す状況と考えられる。

なお、鞠智城は、上記の広域的配備と地理的に間隔があるうえに、個別単成型になり、筑紫大宰府とのフォーメイションの形成となる（詳述を後掲）。

③攻守の機能別の主務

古代山城の歴史的評価は、城跡の確証されている21箇所と城地確定の2箇所の山城の構築様相に、軍事施設たる山城に適応した構築状態と不適性な構築状態との2様相のあることが、今日的には学際的共通認識に至っているといえよう。学史的には「神籠石」の呼称を招いたように、山城機能不全の城郭構造をも古代山城一体観から評価しようとした学風の下で、山城の軍事施設の検証検討に混乱を招き、前掲の愚城論にみられるネガティブな評価や観念的解釈もなされて来た。

2様相を肯定的に認識評価して、山城たる由縁の難攻不落的な立地を嶮山城類、そうでない立地を緩山城類に識別して、前者を有事籠城たる専守主務型、後者を前進基地たる攻撃主務型と評価する山城設置の二元論を、筆者は30年前に提起している⁽¹⁵⁾。最近では、守りが堅く籠城できる城（守固城）と前進基地型の城の、二大別の評価が提言されている⁽¹⁶⁾。

・嶮山城類：天然の嶮を利した城郭施設の設置で、奥山の峻嶮な山地に立地し、有事籠城の臨戦機能を具備している。専守防衛（ディフェンス）機能を主務とする「専守主務型」。規模的には、大型と中型となり、戦国城郭の分類では「国堅固の城」級と大型の「所堅固の城」級の識別觀となる。天智期山城の全てが該当し、未確認の長門城も類推となる。

非天智期山城では6箇所+城壁未確認1箇所で、この分類では39%の少数であり、三野城と稻積城が緩山城類であるとすれば、35%に下がる。

・緩山城類：山城の本来的な要素である峻嶮さを城地としない城郭施設の設置で、里山の谷間を主体にした低位な山地に立地し、本格的な城郭戦への対応性を欠くも山下の平地との相関性を示す占地状況をなす。進攻前衛（オフェンス）機能を主務とする「進攻主務型」。規模的には、小振りの中型と小型となり、戦国城郭の分類では「所堅固の城」級の識別觀となる。

非天智期山城が11箇所で、この分類の61%を占め、三野城と稻積城を那の津に関連して緩山城類に含めれば65%となり、主流をなす。特に有明海沿岸域では全てである。

なお、資料的検討の各山城のデータと検討結果の要約は、第2表「古代山城要目一覧」のとおりである。

（3）設置と運用の検討

“箱物づくり”である山城の設置は、施工と運用の“人づくり（要員）”の人員数が始計されていて当然となり、その実績があればこそ天智期山城の施策に依る緊急配備となる。山城構築に要する労働力と戦闘施設としての兵員と要員の員数及び兵站の検討も、古代山城の歴史的評価の要因である。

i. 山城構築の始計

古代山城の施工は、城郭構造の主体が城壁であるので、城壁構築の人的作業量が当然に見積もられ、作業員の動員（使役）が図られていると考えるべきであるが、必要作業員数算出の基礎となるこの時代の歩掛表は全く不明である。唐帝国の8世紀後半に編纂された『通典』の「兵典」に城壁構築の作業必要人員数の歩掛けが記載されているので、この数値を参考資料にして山城構築に必要な延べ人数の試算を検討しておく。

『通典』巻一百五十二、兵五「守拒法附」の項に、「凡築城、下闕守高倍、上闕与下倍、城高五丈、下闕二丈五尺、上闕一又二尺五寸。（中略）一尺之城、積数得九十三丈七尺五寸。每一功、日築土二尺、計功約四十七人。一步五尺之城、計役二百三十五人、（以下略）」と記載されている。基底部幅25尺（7.75m）・上面幅12.5尺（3.88m）・高さ50尺（15.5m）・長さ1尺（0.31m）で体積27.94m³となる城壁構築に、延べ47人の作業員が必要で、長さ1歩（5尺=1.55m）には235人の延べ人数を必要としている。古代山城跡で通

典の仕様に適合する城壁規模は未知見あるが、緩山城類の大廻小廻山城跡をケーススタディとしてこの歩掛値で試算すると、城壁（土壘）の平均値が基底部幅6m・上面幅5m（復元的推定）・高さ2mと計測できるので、城壁1尺の体積 $(6+5) \times 0.5 \times 2 \times 0.31 = 3.41\text{m}^3$ となって、通典の歩掛値の12%となり、単純計算では1尺当たり $47 \times 0.12 = 5.6$ 人となるので、全周3200mでは $3200 \div 0.31 \times 5.6 = 57,801$ 人の城壁構築作業必要延べ人数（直接工の現場作業人員）となる。城壁構築全体工は、機械化前の土工主体の工法での経験値的歩掛が三分（30%）といわれているので、 $\times 1.3 = 75,141$ 人、概数では75,100人となる。

一方、嶮山城類の鬼城山城跡をケーススタディとすれば、城壁（土壘及び石壘）の平均値が基底部幅8m・上面幅6m・高さ6mに求められるので、城壁1尺の体積が $(8+6) \times 0.5 \times 6 \times 0.31 = 13.02\text{m}^3$ となり、通典の歩掛値の47%となる。単純計算では1尺当たり $47 \times 0.47 = 22.1$ 人となるので、全周2800mでは $2800 \div 0.31 \times 22.1 = 199,613$ 人の城壁構築作業必要人数となる。城壁構築全体工を三分加算とすれば、259,497人、概数で259,500人となる。

以上の試算値は、きわめて概略的な計算値であるが、古代山城築城の城壁構築の全体工事に要する延べ作業人員数の目安として提起しておきたい。大廻小廻山城跡の歩掛値は、この城跡と同様な低位城壁の非天智期山城に、鬼城山城跡の歩掛値は、高位城壁のそれに対応すると見做しておきたい。この数値の意味相を検討すると、大廻小廻山城の延75,100人は、単純計算では1日100人を動員（使役）すれば751日で城壁の完成となり、1日100人の労働人口の使役が可能な執行者を何に想定するかによってこの山城の築城の目的の一端が窺えるといえよう。また、動員人数よりも工期に主眼を置けば、1日の必要作業員数が算出でき、仮に1年の工期として天候による稼働日数を300日とすれば、250人となる。この数値であれば、律令制下の「郡」の行政レベルで、1～2郡を対象地域とすれば作業に対応できる人数の徵發が可能であったと評価できよう。この数値は、山城建設の事業主体者が国家（朝廷）であっても、施工実務が地方の「郡」レベルへの下達可能な事業量と判断される。古代山城設置期時期において、国造層あるいは郡司層への下命で実施可能な労働力の事業と判断される。

一方、鬼城山城の延べ259,500人は、単純計算では1日260人の動員（使役）で約1,000日、1日500人で519日、1日1,000人で260日となるが、工期を1年間（稼働日300日）とすれば、1日865人となる。いずれにしても城壁構築の必要作業員数は、大廻小廻山城跡を遙かに凌ぎ、律令制下の「郡」の行政レベルで対応できるものではなく、地方の「国」行政レベルでの徵發でなければ充当が困難と判断される。鬼城山城の示す城壁構築に要する延べ人数は、地方の「国」行政レベルを超えた大動員の事業に評価でき、事業主体者が国家レベルにあり、政権（朝廷）の直営事業と判断される。あるいは吉備国守、後の吉備大宰の行政レベルでの徵發を意味しているよう。

以上の城壁構築に要す作業必要人員数の格差は、城郭設置の施策に地方対応（下達）と政権（朝廷）直営との、施工における二元性の反映と評価すべきである。

なお、上記の城壁構築1尺当たりの作業必要人員数の大廻小廻山城跡の歩掛値を緩山城類の、同じく鬼城山城跡のそれを嶮山城類の、各々の城壁構築の基準歩掛値にして、非天智期山城に関しては城壁構築作業必要延べ人数の概算試算値を、第2表の要目一覧に記載している。

ii . 山城の臨戦兵力

古代山城の城郭機能は城壁での防戦であるので、防戦に必要な守城兵員数は算定されていたと判断するのが、軍制面からは当然の観点である。しかし、この時代の守城兵力に関する史料が無いのも実態である。前掲の通典には守城兵員の歩掛も記載されているので、その規定に基づく試算を行うこととした。

『通典』卷一百五十二 兵五 の「守拒法附」の項に「城上一步一甲卒、十歩加五人、以倫雜供之要。五步有伍長、十步有什長、五十步、百步皆有將長、文武相兼、量材受任、而統領精銳。（後略）」とあり、

1歩（1.55m）に1人の正規兵、10歩（15.5m）毎に雑兵5人を加配する兵員数を最小単位にして、正規兵5人に伍長、同10人と雑兵5人の毎に什長、正規兵50人と雑兵25人の毎、さらには正規兵100人と雑兵50人の毎を隊列にして、各々に将級の長を設ける軍隊編制となる。この規定で大廻小廻山城をケーススタディにすれば、全周が3,200mなので、 $3200 \div 1.55 = 2065$ 人の正規兵、 $3200 \div 15.5 \times 5 = 1032$ 人の雑兵、両方を会わせて約3,100人の兵員数を要することになる。この数値は城壁配備の兵員だけであるので、城内の他の要務の対応要員をその2分（割）と見做せば、守城要員総数が約3,700人の計算となる。鬼城山城跡では全周が2,800mなので、 $2800 \div 1.55 = 1,800$ 人の正規兵、 $2800 \div 15.5 \times 5 = 900$ 人の雑兵、計2,700人の城壁配備の兵員数となる。守城要員総数はその2分増として約3,200人となる。

通典に規定する城壁守城要員数の歩掛での、各山城の配備兵員数と守城要員数の試算は、第2表の要目一覧に記載しているとおりである。

非天智期山城が同一時期に現役の機能をしていたとすれば、瀬戸内海沿岸域の城跡確認の7城（讃岐山城は外郭）では正規兵が計13,500人、雑兵が計約7,800人、兵員全体が計約21,300人、守城要員が計約24,400人となり、兵員数だけで百濟の役における倭国第1次派兵27,000人の79%にあたり、不明の3城を考慮すればそれを上回ることになる。玄界灘沿岸域の3城では正規兵が計4,300人、雑兵が計約1,700人、兵員全体が計6,000人となる。また、有明海沿岸域では正規兵が計約10,300人、雑兵が計約4,800人、兵員全体が計約15,100人となる。

城跡確認の非天智期山城だけで正規兵が計28,100人、雑兵が計約14,300人、兵員全体が計約42,400人となり、天智2年（663）の百濟国復興支援の倭国派兵軍の全兵力である上毛野君稚子等の主力27,000人と蘆原君臣等の追加支援軍10,000人との、総計37,000人を上回っている。

上記の守城兵力の数値は試算としての机上論的数値であり、兵力としての実際的な運用には守城戦闘能力を持つ兵員の配備でないと威嚇施設に終わってしまい、従来の倭国社会では形成を見ていなかった恒久的戦闘施設の機能発揮のためには、守城の兵器体系と戦闘形態、さらには兵力の体制（軍隊組織）の、体系的な条件整備を前提にしているのが明白である。こうした城郭設置と運用の軍事政策は、統一中華帝国の再現を軍事力で果たした隋帝国の、朝鮮半島の戦争状況に部外者の立場で臨んでいた倭国に及ぼした影響力の結果と考えられる。朝鮮半島三国に遅れて始まった倭国・隋帝国への朝貢が、百濟国や新羅国に劣らない頻度（5回）となっていることに示されているよう。こうした状況の下、非天智期山城の主体をなす緩山城類の城壁が示している防御設備としての実効性の低さは、山城の倭国への導入に当たって、その程度の遮蔽性且障拒性で事足りる守城戦の想定、即ち本格的な戦争状態の危惧されない国内の軍事情勢に対応して、倭国仕様に簡易化された結果と評価できる。このことは、城郭規模に対する兵員配備にも反映されて、通典の守城兵員配置の歩掛の何割かで対処させた可能性が高い。

参考史料とすれば、第2節の第5期の、山城運用の緊迫感の薄れた天平期に防人を停めたことにより、東国に帰還した防人が2,000人⁽¹⁷⁾であり、天平神護2年（766）に筑紫に残留する東国防人が3,000人（註同前）とされているので、この時期の筑紫大宰府管内における山城（怡土城・大野城・鞠智城）の守城兵員が1,000人以上ではなかったと判断できる。従って、非天智期山城の平時の守城兵員も数百人レベルであったと考えられ、兵員配備の実態と城郭の規模観の設定には大きく乖離のあることを指摘できる。となると、特に緩山城類に示される城壁の遮蔽且障拒の機能の低さと相俟って、恒久的戦闘施設の構築配備であっても、用兵面での運用を重視するのではなく、施設設置に本旨があったとの観点を提起できる。大規模山城が小規模な兵力の戦闘には対応しないことは、壬申の乱での高安城の落城が如実に物語っている。

iii . 山城の兵站

山城が恒久的戦闘施設として機能を維持発揮するためには、兵員の配備と常駐を前提条件としている。守

城戦の兵員数については上記のように試算しているが、兵員の常駐の体制が当然に検討対象となる。兵員の常駐は、平時にあっては城内生活物資、特に糧秣の、有事にあってはそれに加えて武器の補給が必要となつて来る。補給体制を伴わない実戦が如何なる結果を招くかは、古代から現代に至るまで戦史を繙くまでもなく「用兵」の基本的認識事項である。従って、非天智期山城の設置と展開は、規模に即応した兵員数の充当と平時における維持管理に要する物質の供給、及び有事における兵員配備と戦闘物資の補給体制の整備、即ち後方支援体制を伴うもので、戦闘施設としての後方支援の兵站と兵站線の確保を必要としている。

22山城の内、嶮山城類で近隣に国政レベルの統治的施設が所在し、兵力の進出展開よりも施設の有事籠城に識別できるのが、吉備大宰府（その前身的施設を含む。所在地は未確認）に対応する鬼城山城、筑紫大宰府に対応する阿志岐城、讃岐国府の前身的施設に対応する讃岐城山城の3城であり、他は嶮山城類を含めて籠城対象者となる平時の統治施設との併存性を見い出しがたい。城壁遺構未確定の播磨城山城跡を含む所在確定の17箇所の非天智期山城の存在観は、前述のように有明海沿岸域の連繫併存型5箇所を除く12箇所が個別单成型であり、その内の上記3箇所は平時からの籠城対象者による兵員の用意と必要物質の供給及び備蓄が講じられていよう。他の9箇所の個別单成型は併存施設を欠くことから兵站を必要としており、直近の兵站施設をどこに設定可能かが、山城の山城たる由縁となる。

個別单成型の大廻小廻山城は当然に後方支援施設たる兵站基地を必要とし、上記のように吉備大宰府の有事籠城型に想定した鬼城山城も、大宰府の統治機構の要員と山城における戦闘施設の兵員とは別系統の運用と考えられるので、有事籠城時における兵站基地を必要とし、両山城の兵站基地に児島屯倉を筆者は提起している⁽¹⁸⁾。また、古代山城跡全体に関して兵站基地との明確な設定を行っていないが、その可能性を古代山城跡要目一覧の内の歴史的環境の欄で提起している⁽¹⁹⁾。少なくとも、瀬戸内海沿岸域の大廻小廻山城と鬼城山城、御所ヶ谷城と唐原城、玄界灘沿岸域の鹿毛馬城と雷山城、有明海沿岸域の女山城の7山城は直近又は至近の距離に既存の屯倉が所在しており、兵站基地の活用を認定できる。大局的に見れば、各分布圏では要地には山城と屯倉の併存関係の展開を指摘でき、数値的には非天智期山城の半数近くを占めている。

個別单成型山城は、兵站線の設定もさることながら、守城要員の糧秣の備蓄が施設的必須用件であるが、古代山城や東日本の城柵を含めても、城郭の糧秣備蓄量を示す史料は管見の限り見当たらない。わが国律令制での軍防令を参考史料にすると、『軍防令』第十七の兵士備糧条「凡兵士。人別備糧六斗。塩二升。并当火供行戒具等。並貯当色庫。（以下略）」とあり、六斗は30日分の携行食糧となる⁽²⁰⁾。この数値を守城戦要員用の糧秣の1ヶ月の必要量に見立てれば、大廻小廻山城の場合は $3,700\text{人} \times 6\text{斗} = 22,200\text{斗}$ 、即ち2,220石となり、鬼城山城では $3,200\text{人} \times 6\text{斗} = 1,920\text{石斗}$ となり、膨大な備蓄用設備を要することになる。大野城や基肄城の倉庫遺構の多さは、守城戦への現実感を反映してるとの評価となる。

4. 天智期山城の検証

(1) 天智期（第3期）山城を取り巻く状況

天智紀の山城は周知のように、唐帝国に征討された百濟國の復興戦役（百濟の役）に加担し軍事介入した天智政権が、現地で壊滅的敗北を来たしたことにより、唐帝国軍の倭国侵攻を恐れて急遽防衛用に設置した陸上の戦闘施設である。古代山城の内で、設置の目的と時期の史料を伴う事例であり、指標となっている。

i . 倭国（天智政権）の百濟国復興への軍事介入と挫折

倭国（天智政権）の政権中枢（朝廷）は、舒明3年（631）に百濟国王家が王子を入れさせてからは百濟ロビーに傾き続けており、皇極4年（645）のクーデターで成立した天智政権もその状況を踏襲し、660年（齊明6）に唐帝国が百濟国を滅亡させた事態に、百濟国復興の政策を執って積極的な軍事介入を行っている。

①百濟国滅亡の経過の時系列

- ・618年に成立した唐帝国は、直後には朝鮮半島三国との親和政策を執る。
- ・624に唐帝国は、高句麗国と百濟国を柵封、新羅国を叙任。
- ・631年に唐帝国は、朝鮮半島への攻勢に政策変更を行う。遠交近攻策で新羅国とは親和。
- ・642年に百濟国は、新羅国を侵攻すると共に高句麗国とは親交。翌年に唐帝国が新羅国の要請を受け百濟国と高句麗国を説諭。
- ・645年に唐帝国は、第1次高句麗征討を発動。3年後にも発動。
- ・647年に新羅国は、王族を唐帝国に派遣（入質？）。
- ・648年に百濟国は、新羅国を侵攻。翌々年に新羅国が百濟国を侵攻。
- ・649年に唐帝国は、前年に続いて高句麗征討。
- ・655年に百濟国と高句麗国は、新羅国を侵攻。新羅国が唐帝国に援軍要請。
- ・660年に唐帝国は、新羅国参軍の下に電撃作戦で百濟国を滅亡させ、熊津都督府を設置。

※唐帝国の外藩国制圧は、漢帝国版図の復元を意図する。

- ・661年に天智政権は、百濟国復興に加担して入質の王子を送還し、軍勢5,000人を派兵。半島での唐帝国の施策への軍事介入を敢行。政権中枢は那の津へ進出して陣頭指揮に当たるも、天皇が現地の朝倉宮で歿して倭京で弔うが、中枢が那の津に留まる。

※倭国（倭國）の唐帝国との敵対状態を招来させる。倭国内の戦時体制化となる

- ・662年に天智政権は、百濟国王子の下へ軍船170艘を派遣。
- ・663年に天智政権は、王子の本軍に27,000人・援軍に10,000人を派兵。唐帝国との白村江の水上会戦が壊滅的惨敗に帰する。政権中枢の倭京へ帰着。倭國の敗残軍が百濟国難民と共に帰国。

※唐帝国水軍（艦隊）と倭国水軍（船団）との戦力面での組織及び装備の優劣（較差）。

※倭国水軍（船師）の壊滅。

※唐帝国による敵対外藩国（百濟）の本拠地（王都）への懲罰的侵攻→百濟国王都制圧の電撃作戦が前例。

②天智政権の緊急防衛体制の整備と迎撃軍事施設の構築の施策

- ・倭国兵力は迎撃用水軍が壊滅状態→陸上兵力での対応=山城の新設と第1期・第2期の山城の実用箇所を実戦用に改造。
- ・対馬から倭国王都（大和）への海上侵攻経路への哨戒通信施設（「烽」）と要地（経由地）防御用山城の設置及び陸上兵力の増強配備（「防」）。

※唐帝国軍侵攻に結果的に防御機能不全であった百濟式山城導入の問題点→戦時体制解消後の早期退役及び用途変更を余儀なくされた。

- ・百濟の役への派兵の前衛基地であると共に兵站基地ともなった那の津官家（屯倉）は、水際防御施設の整備が不可能な状況（被占領を想定）

天智政権は、東海地方以西で凡例島的に徵發した正面装備の倭国主力軍を、2年間に及んで唐帝国安東都護府熊津都督府管内（前百濟国領）の百濟国遺民抵抗勢力の下に投入し続け、その最終結果が潰滅的惨敗であり、派兵した倭国主力軍の崩壊であった。この敗戦結果は、軍事面では天智政権の正面装備兵力への大打撃であり、執政面では旧守的に主張し続けて来た朝鮮半島南部における倭國の権益の喪失と、藩国に準じて朝貢外交を執っていた外藩小国が宗主たる唐帝国に公然と反旗を翻した結果の懲罰の招来である。

ii . 倭国（倭國）の敗戦後の対処

百濟の役において敗戦側となつた天智政権の緊急施策は、襲来するであろう唐帝国軍に対する玄界灘での迎撃海戦と、那の津とその近隣の玄界灘沿岸での水際迎撃の戦線展開に対応戦力を欠き、唐帝国軍の那の津

(長津宮)周辺への進駐(占領)を致し方ないとする、受動的な軍事対応策しか選択肢が無かったと考えられる。敗戦の翌年(664年)に採った対応策は、唐帝国軍の襲来の経路となる対馬・壱岐・筑紫の諸国に、この戦役で動員しなかった東国の兵員を防人に配備し、烽燧を設置すると共に筑紫太宰府の前衛羅城となる水城を構築するのが限界であり、山城の構築までには手が回らなかったのが実態である。外国の軍隊との実戦経験に欠ける東国兵員の防人運用は、対唐帝国軍の戦闘兵力としてより、百濟の役に動員されて人的損害を被った北九州及び中国地方の郡司層の、進出して来るであろう唐帝国軍の軍政への恭順を阻止する内政的な警察力と評価すべきである。

特筆すべきは、倭国内で天智政権の敗戦責任を問う政治状況の起きていないことである。

①軍事的対処の時系列

- ・敗戦8ヶ月後の664年(天智3)の5月に、唐帝国の百濟国占領軍総司令官の軍使郭務棕が百数十人の軍勢を伴って筑紫に到来するも、天智政権が参内には応じず、12月まで筑紫に駐留(那の津一帯・福岡平野か?)して帰国。この年に對馬・壱岐・筑紫等に「防(さきもり)」と「烽(すすみ)」を配置し、筑紫に水城を構築。

※戦勝軍側の敗戦軍側に対する先遣の軍事プレゼンスであり、天智政権は上記の緊急対応策を執る。

- ・665年(天智4)7月末に唐帝国の使節劉德高と軍事使節団の254人が對馬に寄港して一時的滞留。天智政権は8月に長門城・大野城・基肄(様)城を急速構築して対応。使節団が9月20日に筑紫に到来し、使節一行が倭京に至り12月に帰国。使節団の主力が筑紫に駐留。

※戦勝国の敗戦国に対する国家的な軍事プレゼンスと、敗戦国側の本格的な防御施設の設置施策の施行となる。

- ・12月の劉德高の帰国に際して、天智政権は送使(実質的に遣唐使)を随行させている。

※外交交渉への志向か?。

- ・667年(天智6)3月に天智政権は近江遷都。11月に唐帝国の使節司馬法聰が665年12月の倭国送使を伴って到来。その使節の帰国に送使を随行させる。同月に高安城・屋島城・金田城を構築。

※大津京への遷都にさいして日本海側への防備に三尾城を設置した可能性が高い。

- ・668年(天智7)1月に天智の即位。この年唐帝国は高句麗国を滅亡させ、安東都護府を設置。

- ・669年と670年に高安城の修築。

- ・671年1月に唐帝国の使節李守眞が到来。11月に同軍使郭務棕が軍勢600人と共に白村江の会戦の倭国捕虜難民1,400人を送還しに到来。12月に天智天皇歿。

- ・672年5月30日に軍使郭務棕が帰国。6月21日に壬申の乱の勃発。

②政策的対処

- ・大陸への倭国前進施設の博多湾沿岸域から後背山間部への移転→筑紫太宰府の本格的整備。

- ・戦勝国側の使節軍使の王都來訪を受け、王都を畿外へ遷都するも軍事施設型都城の非整備。

※瀬戸内海沿岸域から北九州地域への唐帝国の影響力波及の下での、東国への依存増大を反映。

- ・朝鮮半島の倭国権益の放棄と敗戦の両責任回避→倭国内での責任追及の押圧。

天智政権の山城新設は、上掲の時系列に示されるように2度に亘っていることを指摘できる。最初となる大野城・基肄城の構築は、その所在地や指向性や城壁構造及び城郭規模の施設的要素から、筑紫太宰府に備えた險山城類の有事籠城型の山城機能の設置となり、駐留部隊の背後での実戦用大型嶮山城の臨戦装備を意味する。長門城を含めて最初の3山城の構築は、唐帝国の国家的外圧の下での同政権の、筑紫と長門の戦略的要衝の特定地を対象地とした守勢の対抗施策に評価される。2度目となる高安城・屋島城・金田城の新設は、唐帝国の使節が前々年の倭国遣唐使を送還して来た時宜に対応して、施工したと解釈でき、2度とも唐

帝国の軍事プレゼンスに対応した山城整備と考えられる。

金田城は、百濟の役での倭国敗戦の翌年と翌々年の戦勝国側からの使節到来には、対馬が経由地として被占領状況に置かれて当然であるので、唐帝国の倭国進攻の橋頭堡となる対馬に、倭国が前衛となる実戦用軍事施設の新設整備を行ったとの判断となる。倭国の朝鮮半島に対する最前線の恒久的戦闘用施設の配置となるが、指向性や城壁構造及び城郭規模の施設的要素から、全面対決の戦闘や積極的局地戦の展開を意図しているとの見解とはならず、最前線の正面装備の軍事施設として唐帝国軍の来襲時には、籠城による後方残留の抑止力を担う戦術構想に評価される。

屋島城は、屋島南嶺頂部だけを城地にし、城壁の全周が4,000m級の城郭規模と判断されている⁽²¹⁾。占地と指向性と規模観及び城壁構造から、瀬戸内海中部の要衝海域（備讃瀬戸）における水上兵力に備えた実戦用軍事施設の新設整備であり、險山城類の有事籠城型の山城機能とはいえ、孤島の占地になり、周辺からの籠城が望めず、純然たる戦闘施設の設置と評価される。吉備の穴海を経由する瀬戸内海主要航路の対岸（側方）地に、正面装備の軍事施設の所在感を顯示すると共に、唐帝国軍の侵攻に際しては籠城による後方残留の抑止力を担う戦術構想に評価される。

高安城は、城跡が未確定であり、城郭の指向性や規模や城壁構造が判然としないが、難波の津背後を占めるとともに、大和川沿いに大和盆地に至る内陸主要経路をも足下に扼する戦術的要衝の高安山頂部を占地していたと衆目の認める所である。唐帝国軍の畿内上陸地点となるであろう灘波の津の背後を固める実戦用軍事施設の新設配備であり、実用性と所在感の顯示性も大である。

667年（天智6年）の唐帝国使節の筑紫到来を、第2回目の軍事プレゼンスと感受した天智政権が対抗策として構築した3山城は、臨海性の嶮山城類で実戦的山城機能と所在感の顯示（威示）性を体現しており、水軍に備えた陸上戦闘施設の体をなしている。665年（天智4）の第1回目の軍事プレゼンスの下で構築した3山城とは戦術構想を異にして、迎撃の戦闘機能を体現しており、唐帝国軍來たらばの対戦意識の回復を示し、嶮山城を積極的に利用した能動的な戦闘施設の配備に評価される。天智紀の百濟の役後の治績内容を史料批判的に検討すれば、軍事プレゼンスを伴う唐帝国との外交関係に基づく軍事施設整備の事例であり、外圧への対処的な施策を主体とした評価となる。朝鮮半島への積極的関与から敗戦に基づく撤退と、瀬戸内海沿岸域から北九州の広範な地方域で受動的な防衛体制の整備に政策転換したことを、治績の表記は反映していないと判読できる。政策転換の非記載は、政策転換に伴う凡西日本的な軍事施策が施行されなかつたことを意味せず、この軍事施策の一環により史料非記載ながらも、近江遷都に備えた三尾城の設置を含めて第1期・第2期の山城で、施策の状況に対応可能な山城が現用への改修、現代用語の近代改装を施され、そうでない山城が唐帝国軍襲来の危機感の解消後に、逐次退役になったとの観点を提起しておきたい。

5. 律令制下における筑紫大宰府の軍政（第5期）

倭国の山城設置は、朝鮮半島における隋唐帝国の軍事施策の影響を受けて展開されていく（第1期と第2期）、百濟の役での敗戦に伴う緊急配備期（第3期）を生じたが、新羅国の中島全体の統治を唐帝国が677年に承認してからは軍事的緊張の緩和の新情勢となると共に、天武政権成立後の律令体制の進捗も相俟って縮小整理期（第4期）へ至る経緯をたどったと認識できる。しかし、筑紫大宰府が、新羅国と唐帝国との国交関係における臨機の政府（朝廷）機関であり、対外的な軍政機能を持ち続けていたことは、天武紀の壬申の乱の記事に見られる筑紫大宰栗隈王の言質「筑紫の國は、元より邊賊の難を成る。其れ城を峻く隍を深くして、海に臨みて、守らするは、豈内賊の爲ならむや。」を始めとして、前掲の筑紫大宰府管内の城郭（山城）修繕記事、さらには怡土城と博多大津城の施工関連事項の史料が如実に示している。

(1) 遠の朝廷・遠の大宰たる筑紫大宰

平城宮（朝廷）の為政者達に「とおのみかど（遠の朝廷）」・「とおのおおみこともち（遠の大宰）」と認識されていた筑紫大宰は、日本書紀では推古17年（609）を初見にし、次いで皇極2年（643）と大化5年（649）の記載を見ているが、本格的な機能が白村江の敗戦後の天智3年（664）となる。

①筑紫都督府

実際的に機能する官職と執政府（府）たる筑紫大宰の初見は、天智紀6年11月9日の条の「筑紫都督府（和訓：つくしのおおみこともちのつかさ）」で、唐帝国の軍制の地域管区の治所である「都督府」の表記となっている。この用字は、史書の面からは原史料にあった修飾がそのまま残ったものと解釈されている⁽²²⁾が、日本書紀の国内関連事項では唯一の中華帝国官職の直接適用であり、極めて異例である。日本国の主体性をもって編纂されている日本書紀に、この時期としては敵対関係にある唐帝国の官序種別の名称を直接に適用していることは、唐帝国の関係者が目にするこの書にそう表記せざるを得ない、相互認識の史実があったと解釈すべきである。中国に筑紫都督府を記した史料が見当たらないのも実状であるが、筑紫が唐帝国の軍政下に実質的に置かれた状況を示していると考えられる。唐帝国安東都護府筑紫都督府は直轄地を意味し、唐帝国による筑紫の占領と大野城・基肄城の構築の観点は、既に提起されている⁽²³⁾。

因みに、唐帝国は、占領後の旧百濟国領に熊津・馬韓・東明・金漣・徳安の五都督府を設置している。

実質的な唐帝国安東都護府筑紫都督府から倭国筑紫大宰府への推移は、670年に新羅国が熊津都督府を攻撃して自主独立と国土拡張に転じた時に、情勢変化に即応して唐帝国が倭国捕虜難民を送還して百濟の役の戦後処理の終息に転じた674年以降に、契機が見出せる。

②筑紫大宰府管内の山城の維持管理

前掲の第2節(iv)に示しているようにポスト天智期山城の時期（第4期）は、非天智期山城の縮小整理の施策期となり、筑紫大宰府管内は対象外であるとはいえ、修繕記事の残る3山城を除くと施策対象になった可能性が高い。大宰府の直衛防御山城である大野城と基肄城のほかに、鞠智城・三野城・稻積城は純然たる戦闘施設の機能としてだけではなく、経常的で多目的な施設機能をも具備しているために、修繕されて維持管理が継続されたと判断される。

- ・文武紀2年（698）5月の条の「大宰府して大野・基肄・鞠智の三城を繕治はしむ。」
- ・文武紀3年（699）12月の条の「大宰府して三野・稻積の二城を修らしむ。」

③鎮西府

大宰府は、742年(天平14)1月に廃止されて筑前国に併合され、翌年12月に鎮西府が設置されたが、745年(天平17)6月に大宰府に復旧しているので、軍政の府とした短期間の試行的な機構改革の行われたことになる。8世紀前葉に変革した唐帝国の兵制の「藩鎮制」の、試行的導入による機構改革の鎮西府設置であれば、筑紫都督府以来の唐帝国の伝統的影響下に置かれていた状況を暗示している。政府（朝廷）機関である大宰府の存在意義は、管内の既存の山城の維持管理は元より、唐帝国の軍事情勢への対応も主務たる軍政機能となる。藩鎮の鎮城に倣った軍事施設の改造新設の伏線か？。

(2) 筑紫大宰府の軍政による施設整備

①怡土城の新設

怡土城の新設は、史料的には天智期山城の構築以来約90年振り、上掲文武紀の5山城の修繕施工以来57年振りの城郭建設工事であり、律令制下では唯一の古代山城設置の事績となる。近接地の主船司と隣接地の博多大津城と一体的に整備が図られており、天平後期の玄界灘沿岸域の要衝における軍事施設の「近代改装」の中心となる施設整備をなし、大宰府管内の軍政の象徴的施策を反映している。

・756年（天平勝宝8）の着工、768年（神護景雲2）の完成

②怡土城の城郭構造：要目は第2表「古代山城要目一覧」のとおりである。

全体的には土墨（夾築式）の城壁が山麓平地から背後の山頂までを、抱谷式に囲周する傾斜面囲繞型の里山型緩山城類の山城であるが、平地に面した防御正面の城壁は、直線状に城地前面を画し、本来10m以上の直立した外壁面に復元想定でき、城門などの要所には下部に石墨を伴い、外縁に平行する幅約15mの濠が確認されており⁽²⁴⁾、実戦向きの構造となっている。正面に続く表側（迎撃指向側）となる右側方（北側・海岸側）城壁には、山麓から頂部までの5箇所の平坦地に礎石が遺存して上部への建築物設置を示しているが、背後となる東側脊梁稜線と左側方（南側・背振山地の本山塊側）の城壁には、こうした痕跡が認められていない（脊梁稜線上は中世城郭跡のため不詳）。

怡土城は、日本城郭の平山（ひらやま）城の形態をなし、立地状況及び外濠を伴う直線状の高城壁と城壁上部への建築物の設置など、従来の山城の構築様相とは全く異なっており、それは中国城郭の構成形態・護城河・城壁構造・墩台と敵楼等々の構築様相に通じている。神籠石系山城と朝鮮式山城の祖型を朝鮮型山城に求めるのに対し、怡土城を大陸式山城とする提起⁽²⁵⁾もなされている。怡土城の構築は、大宰大弐吉備朝臣真備が二度に亘る唐帝国への留学で取得した中華社会（中国）の兵学に基づいて、主導したとの観点が通説化されているので、中国式山城との呼称が穩当であろう。

③鞠智城の維持運営

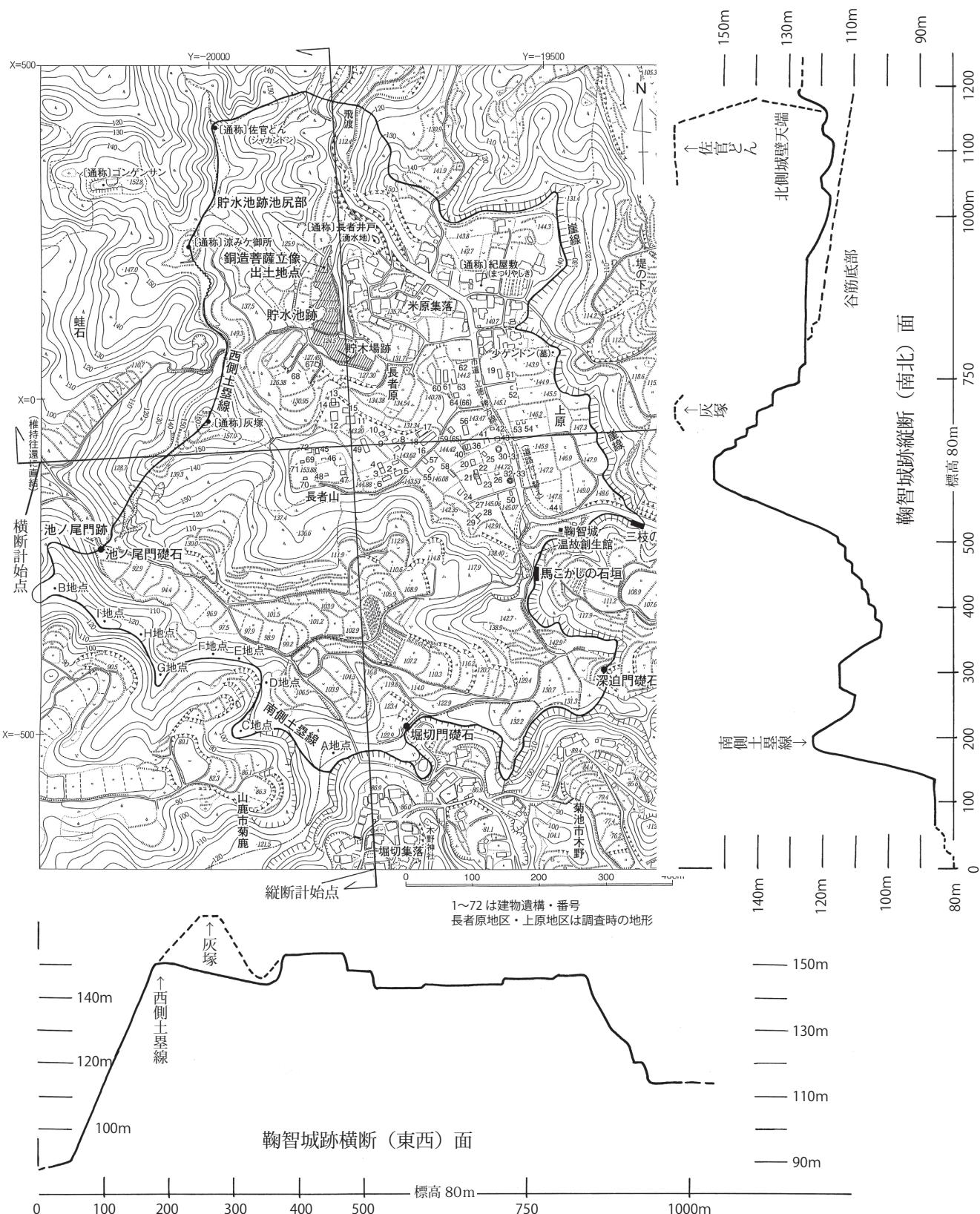
鞠智城に関して本小稿では、朝鮮式山城の部類にする通説的な観点とは異なって、第2節（1）のivに提起しているように、それ（第3期）より先行する非天智期（非朝鮮式）山城の観点としている。鞠智城の年代的経過は、発掘調査の成果から第I期7世紀3/4～4/4・第II期8世紀1/4前半・第III期8世紀1/4後半～3/4・第IV期4/4～9世紀3/4・第V期9世紀4/4～10世紀3/4の、5期の時期区分が確定しているが⁽²⁶⁾、鞠智城第I期と本小稿の第2期の年代設定とには、齟齬のない範囲内となる。

鞠智城は、有明海沿岸域の分布圏ではあるが、この分布圏の他の非天智期山城と異なり内陸地の個別單成型になり、肥後平野における軍事拠点の形成の要素が強い。城地の形態が頂部占地型（頂部鉢巻型）であるが、他のこの形態が嶮山城類の有事籠城型をなしているのに対し、立地が里山の緩山城類であって進攻前衛（オフェンス）機能となっている。日本城郭の平山（ひらさん）城の体をなすが、低位の山城のため専守防衛（デフェンス）の機能に欠けている。城郭の構成形態が、指向対象（防御正面・表側）方向の南平野側城壁が低位であり、城郭中心部の長者山地点が高位となっており、中心部の施設整備を城外からの遠望にさらけ出す状態で、戦闘主務の軍事施設の様相とはなっていない。逆に見れば、中心部の施設は機密の軍事施設よりも、指向対象地からの遠望を意図した施設整備が主要となっている。

立地と占地及び所在性と構成形態に示される鞠智城の存在観は、戦闘施設たる城郭よりも軍事施策の進攻前衛の施行拠点の様相が強く、用兵の具よりも軍政の所たる城郭となる。設置時から軍事施策の施行を主務としていたとすれば、第3期以降も修築や改築や補修が施されて、維持運用されて当然となる。とすれば、軍政機能を持つ政府（朝廷）機関である筑紫大宰府の、管内南方の広域要地である肥後平野一帯への地域的軍政拠点の設置となり、日本型鎮城との評価もできよう。発想をたくましくして東北地方の城柵を都城型城郭の日本化した軍政拠点に見立れば、鞠智城はその初現的形態との評価となる。

6. 古代山城への展望

古代山城は、倭国社会では前史を欠き、また後継形態が見られず、7世紀のとある時期に倭国の西部の特定地方に限って形成され、天智期の緊急配備を経ながら、国情への不適合から北九州の一部を除いて、早急に廃止に至ったのが軌跡である。その軌跡は、東夷の世界の盟主たる隋唐帝国とその軍政の影響下にあった



第1図 鞠智城跡縦横断面図（原図は『鞠智城跡』第30次調査報告による。）

朝鮮半島の諸国で、実戦配備にあった城郭構造の施策的導入の結果が、形成と展開さらには終焉に至る状況を規定したと評価できる。プロトタイプは当然に高句麗・百濟国で実戦に対応していた山城である。城壁遺構の確認されている16箇所の非天智期山城で、形態分類では11城が山腹型であり、5城が山上型となり、70%弱が前者となり、築城の主体を占めている。高句麗国の山城では、山腹型は兵士や住民が駐まって防戦するのと機材や物資を貯蔵するのに適しており、山城の内で最も多い形態であり、大規模・中規模が多数を占めており、山上型は全周1000m以下の小規模な山城が多く、大部分が要路への備えと大規模や中規模の山城の支（出）城をなす⁽²⁷⁾と評価されている。山腹型が非天智期山城の70%であることは、高句麗国の山城形成の実状を範とする可能性が高い。

また、山腹型山城は、前掲の魏氏の指摘のように有事に際しての兵員と所在民の退避と資材物品の備蓄の場所があるので、城壁の構造が絶対的な遮蔽性と障拒性を欠いていても、恒久的戦闘施設としての機能の形成となると判断される。このことは、通典に示された実戦用の城壁としての規模と兵員配置に適応しなくとも、設置の要因と設置場所の周辺環境、さらには仮想敵性によっては、実情に即した形態となりうることを示し、山城の倭国社会への導入に当たって、倭国形態を形成したとの観点を指摘できる。一見、有事籠城の機能としてはパッシブな感を示す山腹型の形態は、平時や日常生活との直截的な関与を戦闘機能の低さの反面で持つものであり、施策的に設置すれば、設置者側の設置場所への進出拠点となる性格を有するものもある。有事籠城状況（恒久的戦乱状態）のない状況下で、地域支配の軍事施設とするには格好の施設形態といえる。山腹型は、天然の嶮を活用した迎撃機能よりもその包谷式との呼称のとおり、谷筋を経路とする平地との連繋、近世城郭の「平山城（ひらやまじろ）」の城構えのコンセプトに通じる要素が見出せる。

城壁全周の規模観は、大半が中型とした3000m級である。高句麗国の山城規模は、100m代から14000mに及び、3000m前後が中規模をなしているので、非天智期山城がその中規模の規模観に基づく城郭施設の形成との観点を提起でき、そこには特定意図による導入を読み取れよう。

一方、山上型は、魏氏の指摘のように高句麗国では有事籠城ではあるが、拠点山城の支城の機能にあり、戦術的要衝における防衛拠点の形成であり、地域防衛のフォーメイションの一画を担う積極的戦闘施設、山城戦主務の城郭の位置付けとなる。しかし、非天智期山城の山上型は、いずれも個別単体型であって自己完結的所在観を示し、鞠智城を除いて嶮山城類であり、山城戦の機能発揮には空前の構造を具備しているが、地域防衛のフォーメイションの一画、あるいは連繋性を伴う中核的な戦闘施設の所在性にあるとは評価したい。むしろ戦闘機能を誇示する所在観にあり、この面でも倭国社会での適応化を図って変質を來した山城構築の様相を示すに至ったと考えられる。その背景は、実戦的緊急状況への対応よりも、地域支配の用兵の用としての必要性に基づく導入と戦略的要地への配備に見立てられる。従って、その機能維持には当然に兵站線を必要としており、兵站基地（後方支援施設）の何たるかが山城の形成を規定していよう。

古代山城跡の多くが発掘調査の実施を見ているが、実戦用武器の出土例は希少で、広域に発掘の施されている鞠智城跡でも鉄鎌1点の出土⁽²⁸⁾となっている。唐時代の守城戦具の非検出とその主要武器となる矢鎌の遺物の出土例が、中規模の横穴式石室墳1基の鉄鎌に及ばない実状にあり、古代山城の用兵の具としての実態を反映している。城郭の施設（箱物）造り多くして実用（人づくり）形跡少なしの資料面と、百濟の役敗戦の無責任の史料面が、古代山城の何たるかを示していよう。

[付記] 本小稿を草するのに当たり、小野田 伸氏・狩野 久氏・金 河氏・佐川英治氏・田邊恵理香氏・能登原孝道氏・乗岡 実氏・矢野裕介氏、李 德方氏（中国洛陽市）・王 閣氏（中国洛陽市）・于 愛紅氏（中国洛陽市）の方々に、ご教示・ご支援・ご助勢を頂きました。記して謝意を表します。
なお、本小稿は、註（6）の続編ではないが、課題の意識を継承しているので「古代山城試論Ⅱ」としている。

<註>

- (1) 小田富士雄1983「西日本古代山城跡研究の歩み」『北九州瀬戸内の古代山城』名著出版
- (2) 築城時期を9世紀後葉から10世紀頃とする見解がある。
小野忠熙1984『高地性集落論—その研究の歩み—』学生社
- (3) 坪井清足1976「神籠石について」『考古学ジャーナル117』ニューサイエンス社
- (4) 金田善敬他2013『史跡鬼城山2』岡山県教育委員会
- (5) 赤司善彦2006「九州の古代山城（講演録）」「大廻小廻山城跡の謎に迫る」岡山市教育委員会
- (6) 出宮徳尚1983「古代山城試論」『日本古代史論苑』国書刊行会
- (7) 阿部義平1982「古代の城柵跡について」『国立歴史民俗博物館研究報告第1集』国立歴史民俗博物館
- (8) 高橋学而1985「古代山城研究における課題」『歴史評論417』校倉書房
- (9) 前掲(6)
- (10) 狩野 久2010「瀬戸内古代山城の時代」『坪井清足先生卒寿記念論文集下巻』坪井清足先生の卒寿をお祝いする会
- (11) 出宮徳尚1992「瀬戸内の古代山城」『新版古代の日本・中国四国』角川書店
- (12) 原田大六1959「神籠石の諸問題」『考古学研究23』考古学研究会
- (13) 向井一雄2010「駅路からみた古代山城」『地図中心453』財団法人日本地図センター
- (14) 鬼城山城跡では南西隅の方形段状石塁を角楼の下部構造体（墩台）と判定されているが、中国城郭の城壁部分の墩台とその上部建築物である角楼とは城郭構成の配置と構築状態が異なっており、中國城郭の建築物たる角楼の用語に相当するか否かには疑問を残している。
- (15) 前掲(6)
- (16) 狩野 久2012「古代山城築造の意義(講演録)」『鞠智城シンポジウム2012成果報告書』熊本県教育委員会
- (17) 井上光貞他1976「軍防令補注の防人」『律令』岩波書店
- (18) 出宮徳尚1978「吉備の古代山城試論」『考古学研究98』考古学研究会
- (19) 出宮徳尚2002「古代山城跡の検証観書」『環瀬戸内の考古学』古代吉備研究会
- (20) 井上光貞他1976「軍防令凡兵士人別備糧六年の条頭注」『律令』岩波書店
- (21) 高松市教育委員会2002『平成13年度史跡名勝天然記念物屋島基礎調査事業の成果』（説明会資料）
- (22) 坂本太郎他1965「天智紀6年11月の条の筑紫都督府の頭注」『日本書紀下』岩波書店
- (23) 田辺昭三1983『よみがえる古都』日本放送出版会
- (24) 前原市教育委員会2006『怡土城跡』
- (25) 前掲(8)
- (26) 熊本県教育委員会2012『鞠智城跡Ⅱ』
- (27) 魏 在成2002『高句麗遺跡』文物出版社（中国）
- (28) 園村辰実・西住欣一郎1998『鞠智城跡』熊本県教育委員会

<引用史料及び参考文献>（順不同）

- 『日本書紀』（日本古典文学大系・岩波書店）、『続日本紀』（新日本古典文学大系・岩波書店）
 『律令』（日本思想体系・岩波書店）、『隋書』『旧唐書』『通典』（中華書局）、『三国史記』（三一書房）
 『鞠智城跡』（各次調査報告・熊本県教育委員会）、『大廻小廻山城跡発掘調査報告』（岡山市教育委員会）、

『日本城郭大系別巻1』（新人物往来社）、『高句麗の歴史と遺跡』（中央公論社）、
『「白村江」以後』（講談社）、『史跡で読む日本の歴史』（吉川弘文館）
『総社市埋蔵文化財年報8』『同9』（総社市教育委員会）、『鬼ノ城』（報告会資料・岡山県古代吉備文化
財センター）、
『高句麗山城研究』（高句麗研究会）、『丸都山城』（文物出版社・中国）、『石台子山城・上下』（文物出
版社・中国）、『中国城池史』（百花文芸出版社・中国）